

給 与 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とかちが運営する高齢者福祉施設や児童福祉施設等に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給 料)

第2条 給料は正規の勤務時間に対する報酬であって、管理職手当、職務手当、資格手当、扶養手当、宿日直手当、夜勤手当、住宅手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、賞与を除いたものである。

(職能給表)

第3条 給料表は、「別表1」の職能給表により支給する。

(初任給及び昇格、昇給基準)

第4条 職員の職務の等級は、年齢・学歴・経験等を考慮して各人別に決定する。

- 2 新たに採用する職員の号俸は「別表2」の初任給格付表及び「別表3」の中途採用格付表によって決定する。
- 3 他の職員との均衡上必要と認められるときは、規程にかかわらず当分給を定めることができる。
- 4 職員が4月1日を基準に1年勤務したときは、成績・情意・能力等を考慮して、昇給させることができる。
- 5 前項の規程は、法人の業績を考慮し、予算の範囲内にて行う。
- 6 昇給月は毎年4月とする。

(給料の計算期間)

第5条 給料の計算期間は、月の21日から翌月の20日までとする。

- 2 新たに職員となった者で給料の計算期間の初日でないときは、勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによる計算をして支給する。
- 3 職員が退職又は死亡したときも、前項の規程を適用する。

(役職手当)

第6条 役職手当は最高額で次のとおり支給し、経験年数等により調整をする。ただし、法人の財政事情等により支給しない事もある。又、兼務発令の併給を認めない。

(1) 総合施設長	50,000 円(最高額)
(2) 総合副施設長	40,000 円(最高額)
(3) 事業課長	30,000 円(最高額)
(4) 事業課長補佐	25,000 円(最高額)
(5) 事業所グループ長	20,000 円(最高額)
(6) 事業所管理者	10,000 円(最高額)
(7) 主任	5,000 円(最高額)

(職務手当)

第7条 職務手当は最高額で次の職種に従事する成績優秀な職員に対して支給し、経験年数等により調整をする。ただし、辞令により職種を兼務している者には併給を認めるが、10,000 円を限度とする。また、法人の財政事情等により支給しない事もある。

(1) 介護職	0～10,000 円(最高額)
(2) 看護職	0～8,000 円(最高額)
(3) 相談員	0～5,000 円(最高額)
(4) 保育職	0～5,000 円(最高額)

(課長補佐以上の役職は除かれる。)

(資格手当)

第8条 資格手当は、最高額で次の資格を有し現職の業務において有用と認められる成績優秀な職員に対して支給する。複数の資格をもっている場合は併給を認めるが、20,000 円を限度とする。また、この資格手当は、法人の財政事情等により支給しない事もある。

(1) OT.PT.ST	0～15,000 円(最高額)
(2) 社会福祉士	0～12,000 円(最高額)
(3) 看護師	0～10,000 円(最高額)
(4) 准看護師	0～8,000 円(最高額)
(5) 介護福祉士	0～8,000 円(最高額)
(6) 介護支援専門員	0～10,000 円(最高額)
(7) 管理栄養士	0～8,000 円(最高額)
(8) 保育士	0～5,000 円(最高額)

(課長補佐以上の役職は除かれる。)

(調整手当)

第9条 月額給与において調整が必要な職員に対しては調整手当を支給する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者(以下「扶養家族」という。)のある職員に対して支給する。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以降の最初の年度末までにある子
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以降の最初の年度末までにある弟妹
- (5) 重度障害者

2 扶養手当の月額「別表4」によるものとする。

第11条 新たに職員となった者に扶養家族がある場合又は次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちに届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養家族として要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養家族としての要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養家族のある場合はその職員となった日から、現に勤務している職員に前項第1号に掲げられる事実が生じた場合においてはその翌月から開始する。又、死亡した場合においてはその日の月をもって終る。

第12条 理事長は、前条の届け出を受けたとき、その扶養家族が第10条に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。

2 次に掲げる者を扶養家族とすることはできない。

- (1) 他から扶養手当に相当する手当を受けているもの
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得の合計額がその年の国の示す額以上である者(健康保険の扶養範囲を超えるもの)
- (3) 重度障害者にあつては、前号による他終身労務に服することができない程度でない者(健康保険の扶養範囲を超えるもの)

(宿日直手当及び夜勤手当)

第13条 宿日直手当及び夜勤手当は、その勤務1回につき、4,500円とする。

(勤務1時間当り給与額の算出)

第14条 勤務1時間当りの給与額は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{(基本給)} \times 12(\text{月})}{1 \text{ 週間の所定労働時間} \times 52(\text{週})}$$

(欠勤及び勤怠時間の賃金)

第15条 職員の勤務しない遅刻、早退、欠勤、私用外出等(任命権者の承認のある場合を除く。)により所定勤務時間の全部又は一部を不就業の場合、別に定める方法により基本給から減額とする。

- 2 承認なく職場を離れ争議行為に参加又は同盟罷業参加の者については、これを差し引く。
- 3 前項2における届け出のない争議行為については、これを懲戒処分とする。
- 4 前項1の欠勤中、私病による欠勤が1ヵ月の期間内において、3日以上に及ぶときは基本給の日割額の6分の1に、5日以上60日未満に及ぶときは4分の1に、当該日数を乗じた額を減ずる。
- 5 減額する一時間当りの金額は、第14条の方法をもって行う。

(住宅手当)

第16条 住宅手当は、次に掲げる職員に支給する。支給については「別表5」に基づくものとする。

- (1)自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
- (2)その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主である者

第17条 職員は新たに前条の要件を満たすに至った場合、又は次の各号の一に該当する場合については、その職員は直ちに届け出なければならない。

- (1)住宅を変更した場合
- (2)賃貸住宅の家賃、間代の金額の変更があった場合

第18条 理事長は、前条の届け出を受けたとき、その事実を確認し住宅手当の月額を決定又は改定しなければならない。

(寒冷地手当)

第19条 寒冷地手当は、10月31日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。以下この条において「基準日」という。)に在職する職員(理事長が特に定めた臨時職員も含む)に支給する。基準日の翌月から翌年の2月末日までの間において新たに職員となった者に対しても、同様とする。

- 2 寒冷地手当の額は、基準額に、基準日(基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に新たに職員となった者に対しては、職員となった日。以下同じ。)における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額を加算した額とする。

世帯等の区分（加算額）		
世帯主である職員		その他の職員 （世帯主ではない職員） （臨時職員の支給限度額）
扶養親族等のある職員	扶養親族等のない職員	
66,500 円	24,300 円	2,200 円

- 3 前項に規定する基準額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族等がある職員にあっては46,500円、扶養親族等のない職員にあっては20,000円とする。また、世帯主ではないその他の職員にあっては20,000円とする。

ただし、各事業所の管理者以上の立場にあるものについての支給方法は、前表（加算額）中、世帯主である職員の扶養親族等のない職員を最低支給区分とする。なお、採用後一年に満たない職員の支給については理事長が定めた金額で減額または未支給とする事ができる。

- 4 第1項後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第2項の規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなった日における当該職員の世帯等の区分をもって基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出される同項の規定による寒冷地手当の額に、当該事由の生じた時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

時期の区分	割合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の80
12月1日から12月末日まで	100分の60
1月1日から1月末日まで	100分の40
2月1日から2月末日まで	100分の20

- 5 第1項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、基準日の翌日から2月末日までの間に世帯等の区分に変更が生じ、寒冷地手当を追給することとなる場合における当該追給の額は、事由発生後の額から事由発生前の額を減じた額に、当該事由の生じた時期の区分に応じ、前項の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 6 第1項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、基準日の翌日から翌年1月末日までの間に退職(死亡を除く。)した場合において返納させる寒冷地手当の額は、事由発生前の額に、当該事由の生じた時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

時期の区分	割合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の60
12月1日から12月末日まで	100分の40
1月1日から1月末日まで	100分の20

2月1日から2月末日まで

100分の10

- 7 第1項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、基準日の翌日から翌年2月末日までの間に世帯等の区分に変更が生じ、寒冷地手当を返納させることとなる場合における当該返納の額は、事由発生前の額から事由発生後の額を減じた額に、当該事由の生じた時期の区分に応じ、前項の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(賞 与)

第20条 期末手当は、3月1日、6月1日、12月1日(以下これらを「基準日」という。)にそれぞれ在籍し、かつ支給日に在籍する職員に対して、理事会で承認した予算の範囲内で職員の人事考課結果を加味して決定・支給する。

- 2 基準日前1ヵ月以内に死亡した職員についても同様とする。
- 3 賞与の額は、基準日現在において職員の受けるべき給料(役職手当を含む)を基準額とし、「別表7」及び次に定める方法によるものとする。
- 4 年度末において、臨時的に特別手当を支給することがある。支給額は、その年度の法人業績と財務状況に鑑み理事会において決定する。
 - (1) 3月及び6月に支給する場合(基準日における)
 - (ア) 在職期間が3ヵ月の場合100/100
 - (イ) 在職期間が2ヵ月15日以上3ヵ月未満の場合80/100
 - (ウ) 在職期間が1ヵ月15日以上2ヵ月15日未満の場合60/100
 - (工) 在職期間が1ヵ月15日未満の場合30/100
 - (2) 12月に支給する場合(基準日における)
 - (ア) 在職期間が6ヵ月の場合100/100
 - (イ) 在職期間が5ヵ月以上6ヵ月未満の場合80/100
 - (ウ) 在職期間が3ヵ月以上5ヵ月未満の場合60/100
 - (工) 在職期間が3ヵ月未満の場合30/100

第21条 次の各号に掲げる職員には期末手当を支給できない。

- (1) 休職者
- (2) 刑事休職者
- (3) 停職者

(時間外手当)

第22条 正規の勤務時間外、又は休日に勤務を命ぜられた職員は、勤務時間1時間につき第11条に規定する勤務1時間当りの給与額の125/100(その勤務時間が午後10時から午前5時までの間である場合150/100)に相当する金額を時間外勤務手当として、そ

の実際に勤務した時間について支給する。ただし、休日勤務しても代休を与えた場合は支給することができない。

- 2 時間外勤務手当は、その月の合計時間数によって計算するものとし、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 3 管理職（課長補佐以上の役職）の立場にある者には、時間外手当を支給しない。
- 4 就業規則第37条交替勤務職員の夜勤については、第1項の規定は適用しない。

(特別休暇及び休職期間等中の賃金)

第23条 就業規則第50条の特別休暇に対する賃金は有給とするが(6)公傷休暇で4ヶ月以上については、労働者災害補償保険による休業補償給付の適用を受けるものとする。

- 2 就業規則第13条の休職者に対する賃金は無給とし、社会保険制度による傷病手当給付の適用を受けるものとする。ただし、業務外の傷病による休職の場合で別の方法（補助制度）によって代替職員を雇用できる場合は80/100を支給する。

(給与の支払日)

第24条 給与の支給日は、次に掲げる日とする。その日が休日又は国民の祝祭日、日曜日に当たるときは、その前日とする。

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 職能給 | その月の25日 |
| (2) 管理職手当 | 〃 |
| (3) 職務手当 | 〃 |
| (4) 資格手当 | 〃 |
| (5) 扶養手当 | 〃 |
| (6) 住宅手当 | 〃 |
| (7) 時間外勤務手当 | 翌日の25日 |
| (8) 宿日直・夜勤手当 | 〃 |
| (9) 寒冷地手当 | 11月末日まで |
| (10) 期末手当 | 基準日の月の月末まで |

(試用期間中の職員の給与)

第25条 試用期間中の職員には、理事長が給料表の適用を受ける正職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で給料又は他の手当の額を決定し支給することができる。

第26条 この規程に定めるもののほかは職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この規則を改正する場合には、職員の代表者の意見を聴いて行う。

「別表 1」

「職能給表」

* 通常は1年経過後 1～5号俸の中で昇給する*

* 業績や成績優秀者には最高で15号俸まで昇給ができる*

単位：円

	1等級 (一般職員)	2等級 (主任および 一般職員)	3等級 (管理者)	4等級 (グループ長)	5等級 (課長および 課長補佐)	6等級 (総合 副施設長)	7等級 (総合 施設長)
通常昇給額	460～ 2,300	500～ 2,500	540～ 2,700	580～ 2,900	620～ 3,100	660～ 3,300	700～ 3,500
最高昇給額	6,900	7,500	8,100	8,700	9,300	9,900	10,500
1号俸	124,200	152,800	172,300	192,800	220,700	249,800	280,100
2号俸	124,660	153,300	172,840	193,380	221,320	250,460	280,800
3号俸	125,120	153,800	173,380	193,960	221,940	251,120	281,500
4号俸	125,580	154,300	173,920	194,540	222,560	251,780	282,200
5号俸	126,040	154,800	174,460	195,120	223,180	252,440	282,900
6号俸	126,500	155,300	175,000	195,700	223,800	253,100	283,600
7号俸	126,960	155,800	175,540	196,280	224,420	253,760	284,300
8号俸	127,420	156,300	176,080	196,860	225,040	254,420	285,000
9号俸	127,880	156,800	176,620	197,440	225,660	255,080	285,700
10号俸	128,340	157,300	177,160	198,020	226,280	255,740	286,400
11号俸	128,800	157,800	177,700	198,600	226,900	256,400	287,100
12号俸	129,260	158,300	178,240	199,180	227,520	257,060	287,800
13号俸	129,720	158,800	178,780	199,760	228,140	257,720	288,500
14号俸	130,180	159,300	179,320	200,340	228,760	258,380	289,200
15号俸	130,640	159,800	179,860	200,920	229,380	259,040	289,900
16号俸	131,100	160,300	180,400	201,500	230,000	259,700	290,600
17号俸	131,560	160,800	180,940	202,080	230,620	260,360	291,300
18号俸	132,020	161,300	181,480	202,660	231,240	261,020	292,000
19号俸	132,480	161,800	182,020	203,240	231,860	261,680	292,700
20号俸	132,940	162,300	182,560	203,820	232,480	262,340	293,400
21号俸	133,400	162,800	183,100	204,400	233,100	263,000	294,100
22号俸	133,860	163,300	183,640	204,980	233,720	263,660	294,800
23号俸	134,320	163,800	184,180	205,560	234,340	264,320	295,500
24号俸	134,780	164,300	184,720	206,140	234,960	264,980	296,200
25号俸	135,240	164,800	185,260	206,720	235,580	265,640	296,900
26号俸	135,700	165,300	185,800	207,300	236,200	266,300	297,600
27号俸	136,160	165,800	186,340	207,880	236,820	266,960	298,300
28号俸	136,620	166,300	186,880	208,460	237,440	267,620	299,000
29号俸	137,080	166,800	187,420	209,040	238,060	268,280	299,700
30号俸	137,540	167,300	187,960	209,620	238,680	268,940	300,400
31号俸	138,000	167,800	188,500	210,200	239,300	269,600	301,100
32号俸	138,460	168,300	189,040	210,780	239,920	270,260	301,800

職能給表(2)

* 通常は1年経過後 1～5号俸の中で昇給する *

* 業績や成績優秀者には最高で15号俸まで昇給ができる *

	1等級 (一般職員)	2等級 (主任および 一般職員)	3等級 (管理者)	4等級 (グループ長)	5等級 (課長および 課長補佐)	6等級 (総合 副施設長)	7等級 (総合 施設長)
通常昇給額	460～ 2,300	500～ 2,500	540～ 2,700	580～ 2,900	620～ 3,100	660～ 3,300	700～ 3,500
最高昇給額	6,900	7,500	8,100	8,700	9,300	9,900	10,500
33号俸	138,920	168,800	189,580	211,360	240,540	270,920	302,500
34号俸	139,380	169,300	190,120	211,940	241,160	271,580	303,200
35号俸	139,840	169,800	190,660	212,520	241,780	272,240	303,900
36号俸	140,300	170,300	191,200	213,100	242,400	272,900	304,600
37号俸	140,760	170,800	191,740	213,680	243,020	273,560	305,300
38号俸	141,220	171,300	192,280	214,260	243,640	274,220	306,000
39号俸	141,680	171,800	192,820	214,840	244,260	274,880	306,700
40号俸	142,140	172,300	193,360	215,420	244,880	275,540	307,400
41号俸	142,600	172,800	193,900	216,000	245,500	276,200	308,100
42号俸	143,060	173,300	194,440	216,580	246,120	276,860	308,800
43号俸	143,520	173,800	194,980	217,160	246,740	277,520	309,500
44号俸	143,980	174,300	195,520	217,740	247,360	278,180	310,200
45号俸	144,440	174,800	196,060	218,320	247,980	278,840	310,900
46号俸	144,900	175,300	196,600	218,900	248,600	279,500	311,600
47号俸	145,360	175,800	197,140	219,480	249,220	280,160	312,300
48号俸	145,820	176,300	197,680	220,060	249,840	280,820	313,000
49号俸	146,280	176,800	198,220	220,640	250,460	281,480	313,700
50号俸	146,740	177,300	198,760	221,220	251,080	282,140	314,400
51号俸	147,200	177,800	199,300	221,800	251,700	282,800	315,100
52号俸	147,660	178,300	199,840	222,380	252,320	283,460	315,800
53号俸	148,120	178,800	200,380	222,960	252,940	284,120	316,500
54号俸	148,580	179,300	200,920	223,540	253,560	284,780	317,200
55号俸	149,040	179,800	201,460	224,120	254,180	285,440	317,900
56号俸	149,500	180,300	202,000	224,700	254,800	286,100	318,600
57号俸	149,960	180,800	202,540	225,280	255,420	286,760	319,300
58号俸	150,420	181,300	203,080	225,860	256,040	287,420	320,000
59号俸	150,880	181,800	203,620	226,440	256,660	288,080	320,700
60号俸	151,340	182,300	204,160	227,020	257,280	288,740	321,400
61号俸	151,800	182,800	204,700	227,600	257,900	289,400	322,100
62号俸	152,260	183,300	205,240	228,180	258,520	290,060	322,800
63号俸	152,720	183,800	205,780	228,760	259,140	290,720	323,500
64号俸	153,180	184,300	206,320	229,340	259,760	291,380	324,200
65号俸	153,640	184,800	206,860	229,920	260,380	292,040	324,900

職能給表(3)

* 通常は1年経過後1～5号俸の中で昇給する*

* 業績や成績優秀者には最高で15号俸まで昇給ができる*

	1等級 (一般職員)	2等級 (主任および 一般職員)	3等級 (管理者)	4等級 (グループ長)	5等級 (課長および 課長補佐)	6等級 (総合 副施設長)	7等級 (総合 施設長)
通常昇給額	460～ 2,300	500～ 2,500	540～ 2,700	580～ 2,900	620～ 3,100	660～ 3,300	700～ 3,500
最高昇給額	6,900	7,500	8,100	8,700	9,300	9,900	10,500
66号俸	154,100	185,300	207,400	230,500	261,000	292,700	325,600
67号俸	154,560	185,800	207,940	231,080	261,620	293,360	326,300
68号俸	155,020	186,300	208,480	231,660	262,240	294,020	327,000
69号俸	155,480	186,800	209,020	232,240	262,860	294,680	327,700
70号俸	155,940	187,300	209,560	232,820	263,480	295,340	328,400
71号俸	156,400	187,800	210,100	233,400	264,100	296,000	329,100
72号俸	156,860	188,300	210,640	233,980	264,720	296,660	329,800
73号俸	157,320	188,800	211,180	234,560	265,340	297,320	330,500
74号俸	157,780	189,300	211,720	235,140	265,960	297,980	331,200
75号俸	158,240	189,800	212,260	235,720	266,580	298,640	331,900
76号俸	158,700	190,300	212,800	236,300	267,200	299,300	332,600
77号俸	159,160	190,800	213,340	236,880	267,820	299,960	333,300
78号俸	159,620	191,300	213,880	237,460	268,440	300,620	334,000
79号俸	160,080	191,800	214,420	238,040	269,060	301,280	334,700
80号俸	160,540	192,300	214,960	238,620	269,680	301,940	335,400
81号俸	161,000	192,800	215,500	239,200	270,300	302,600	336,100
82号俸	161,460	193,300	216,040	239,780	270,920	303,260	336,800
83号俸	161,920	193,800	216,580	240,360	271,540	303,920	337,500
84号俸	162,380	194,300	217,120	240,940	272,160	304,580	338,200
85号俸	162,840	194,800	217,660	241,520	272,780	305,240	338,900
86号俸	163,300	195,300	218,200	242,100	273,400	305,900	339,600
87号俸	163,760	195,800	218,740	242,680	274,020	306,560	340,300
88号俸	164,220	196,300	219,280	243,260	274,640	307,220	341,000
89号俸	164,680	196,800	219,820	243,840	275,260	307,880	341,700
90号俸	165,140	197,300	220,360	244,420	275,880	308,540	342,400
91号俸	165,600	197,800	220,900	245,000	276,500	309,200	343,100
92号俸	166,060	198,300	221,440	245,580	277,120	309,860	343,800
93号俸	166,520	198,800	221,980	246,160	277,740	310,520	344,500
94号俸	166,980	199,300	222,520	246,740	278,360	311,180	345,200
95号俸	167,440	199,800	223,060	247,320	278,980	311,840	345,900
96号俸	167,900	200,300	223,600	247,900	279,600	312,500	346,600
97号俸	168,360	200,800	224,140	248,480	280,220	313,160	347,300
98号俸	168,820	201,300	224,680	249,060	280,840	313,820	348,000

職能給表(4)

* 通常は1年経過後 1～5号俸の中で昇給する *

* 業績や成績優秀者には最高で15号俸まで昇給ができる *

	1等級 (一般職員)	2等級 (主任および 一般職員)	3等級 (管理者)	4等級 (グループ長)	5等級 (課長および 課長補佐)	6等級 (総合 副施設長)	7等級 (総合 施設長)
通常昇給額	460～ 2,300	500～ 2,500	540～ 2,700	580～ 2,900	620～ 3,100	660～ 3,300	700～ 3,500
最高昇給額	6,900	7,500	8,100	8,700	9,300	9,900	10,500
99号俸	169,280	201,800	225,220	249,640	281,460	314,480	348,700
100号俸	169,740	202,300	225,760	250,220	282,080	315,140	349,400
101号俸	170,200	202,800	226,300	250,800	282,700	315,800	350,100
102号俸	170,660	203,300	226,840	251,380	283,320	316,460	350,800
103号俸	171,120	203,800	227,380	251,960	283,940	317,120	351,500
104号俸	171,580	204,300	227,920	252,540	284,560	317,780	352,200
105号俸	172,040	204,800	228,460	253,120	285,180	318,440	352,900
106号俸	172,500	205,300	229,000	253,700	285,800	319,100	353,600
107号俸	172,960	205,800	229,540	254,280	286,420	319,760	354,300
108号俸	173,420	206,300	230,080	254,860	287,040	320,420	355,000
109号俸	173,880	206,800	230,620	255,440	287,660	321,080	355,700
110号俸	174,340	207,300	231,160	256,020	288,280	321,740	356,400
111号俸	174,800	207,800	231,700	256,600	288,900	322,400	357,100
112号俸	175,260	208,300	232,240	257,180	289,520	323,060	357,800
113号俸	175,720	208,800	232,780	257,760	290,140	323,720	358,500
114号俸	176,180	209,300	233,320	258,340	290,760	324,380	359,200
115号俸	176,640	209,800	233,860	258,920	291,380	325,040	359,900
116号俸	177,100	210,300	234,400	259,500	292,000	325,700	360,600
117号俸	177,560	210,800	234,940	260,080	292,620	326,360	361,300
118号俸	178,020	211,300	235,480	260,660	293,240	327,020	362,000
119号俸	178,480	211,800	236,020	261,240	293,860	327,680	362,700
120号俸	178,940	212,300	236,560	261,820	294,480	328,340	363,400
121号俸	179,400	212,800	237,100	262,400	295,100	329,000	364,100
122号俸	179,860	213,300	237,640	262,980	295,720	329,660	364,800
123号俸	180,320	213,800	238,180	263,560	296,340	330,320	365,500
124号俸	180,780	214,300	238,720	264,140	296,960	330,980	366,200
125号俸	181,240	214,800	239,260	264,720	297,580	331,640	366,900
126号俸	181,700	215,300	239,800	265,300	298,200	332,300	367,600
127号俸	182,160	215,800	240,340	265,880	298,820	332,960	368,300
128号俸	182,620	216,300	240,880	266,460	299,440	333,620	369,000
129号俸	183,080	216,800	241,420	267,040	300,060	334,280	369,700
130号俸	183,540	217,300	241,960	267,620	300,680	334,940	370,400
131号俸	184,000	217,800	242,500	268,200	301,300	335,600	371,100

職能給表(5)

* 通常は1年経過後 1～5号俸の中で昇給する*

* 業績や成績優秀者には最高で15号俸まで昇給ができる*

	1等級 (一般職員)	2等級 (主任および 一般職員)	3等級 (管理者)	4等級 (グループ長)	5等級 (課長および 課長補佐)	6等級 (総合 副施設長)	7等級 (総合 施設長)
通常昇給額	460～ 2,300	500～ 2,500	540～ 2,700	580～ 2,900	620～ 3,100	660～ 3,300	700～ 3,500
最高昇給額	6,900	7,500	8,100	8,700	9,300	9,900	10,500
132号俸	184,460	218,300	243,040	268,780	301,920	336,260	371,800
133号俸	184,920	218,800	243,580	269,360	302,540	336,920	372,500
134号俸	185,380	219,300	244,120	269,940	303,160	337,580	373,200
135号俸	185,840	219,800	244,660	270,520	303,780	338,240	373,900
136号俸	186,300	220,300	245,200	271,100	304,400	338,900	374,600
137号俸	186,760	220,800	245,740	271,680	305,020	339,560	375,300
138号俸	187,220	221,300	246,280	272,260	305,640	340,220	376,000
139号俸	187,680	221,800	246,820	272,840	306,260	340,880	376,700
140号俸	188,140	222,300	247,360	273,420	306,880	341,540	377,400
141号俸	188,600	222,800	247,900	274,000	307,500	342,200	378,100
142号俸	189,060	223,300	248,440	274,580	308,120	342,860	378,800
143号俸	189,520	223,800	248,980	275,160	308,740	343,520	379,500
144号俸	189,980	224,300	249,520	275,740	309,360	344,180	380,200
145号俸	190,440	224,800	250,060	276,320	309,980	344,840	380,900
146号俸	190,900	225,300	250,600	276,900	310,600	345,500	381,600
147号俸	191,360	225,800	251,140	277,480	311,220	346,160	382,300
148号俸	191,820	226,300	251,680	278,060	311,840	346,820	383,000
149号俸	192,280	226,800	252,220	278,640	312,460	347,480	383,700
150号俸	192,740	227,300	252,760	279,220	313,080	348,140	384,400
151号俸	193,200	227,800	253,300	279,800	313,700	348,800	385,100
152号俸	193,660	228,300	253,840	280,380	314,320	349,460	385,800
153号俸	194,120	228,800	254,380	280,960	314,940	350,120	386,500
154号俸	194,580	229,300	254,920	281,540	315,560	350,780	387,200
155号俸	195,040	229,800	255,460	282,120	316,180	351,440	387,900
156号俸	195,500	230,300	256,000	282,700	316,800	352,100	388,600
157号俸	195,960	230,800	256,540	283,280	317,420	352,760	389,300
158号俸	196,420	231,300	257,080	283,860	318,040	353,420	390,000
159号俸	196,880	231,800	257,620	284,440	318,660	354,080	390,700
160号俸	197,340	232,300	258,160	285,020	319,280	354,740	391,400
161号俸	197,800	232,800	258,700	285,600	319,900	355,400	392,100
162号俸	198,260	233,300	259,240	286,180	320,520	356,060	392,800
163号俸	198,720	233,800	259,780	286,760	321,140	356,720	393,500
164号俸	199,180	234,300	260,320	287,340	321,760	357,380	394,200

職能給表(6)

* 通常は1年経過後 1 ~ 5号俸の中で昇給する *

* 業績や成績優秀者には最高で15号俸まで昇給ができる *

	1等級 (一般職員)	2等級 (主任および 一般職員)	3等級 (管理者)	4等級 (グループ長)	5等級 (課長および 課長補佐)	6等級 (総合 副施設長)	7等級 (総合 施設長)
通常昇給額	460 ~ 2,300	500 ~ 2,500	540 ~ 2,700	580 ~ 2,900	620 ~ 3,100	660 ~ 3,300	700 ~ 3,500
最高昇給額	6,900	7,500	8,100	8,700	9,300	9,900	10,500
165号俸	199,640	234,800	260,860	287,920	322,380	358,040	394,900
166号俸	200,100	235,300	261,400	288,500	323,000	358,700	395,600
167号俸	200,560	235,800	261,940	289,080	323,620	359,360	396,300
168号俸	201,020	236,300	262,480	289,660	324,240	360,020	397,000
169号俸	201,480	236,800	263,020	290,240	324,860	360,680	397,700
170号俸	201,940	237,300	263,560	290,820	325,480	361,340	398,400
171号俸	202,400	237,800	264,100	291,400	326,100	362,000	399,100
172号俸	202,860	238,300	264,640	291,980	326,720	362,660	399,800
173号俸	203,320	238,800	265,180	292,560	327,340	363,320	400,500
174号俸	203,780	239,300	265,720	293,140	327,960	363,980	401,200
175号俸	204,240	239,800	266,260	293,720	328,580	364,640	401,900
176号俸	204,700	240,300	266,800	294,300	329,200	365,300	402,600
177号俸	205,160	240,800		294,880	329,820	365,960	403,300
178号俸	205,620	241,300		295,460	330,440	366,620	404,000
179号俸	206,080	241,800		296,040	331,060	367,280	404,700
180号俸	206,540	242,300		296,620	331,680	367,940	405,400
181号俸	207,000	242,800		297,200	332,300	368,600	406,100
182号俸	207,460			297,780	332,920	369,260	406,800
183号俸	207,920			298,360	333,540	369,920	407,500
184号俸	208,380			298,940	334,160	370,580	408,200
185号俸	208,840			299,520	334,780	371,240	408,900
186号俸	209,300			300,100	335,400	371,900	409,600
187号俸	209,760			300,680	336,020	372,560	410,300
188号俸	210,220			301,260	336,640	373,220	411,000
189号俸	210,680			301,840	337,260	373,880	411,700
190号俸	211,140			302,420	337,880	374,540	412,400
191号俸	211,600			303,000	338,500	375,200	413,100
192号俸	212,060			303,580	339,120	375,860	413,800
193号俸	212,520			304,160	339,740	376,520	414,500
194号俸	212,980			304,740	340,360	377,180	415,200
195号俸	213,440			305,320	340,980	377,840	415,900
196号俸	213,900			305,900	341,600	378,500	416,600

「別表2」初任格付表

年齢及び学歴	等級	号俸	金額	
高等学校卒	18	1	2	124,660
専門学校卒	20	1	23	134,320
短期大学卒	20	1	23	134,320
4年生大学卒	22	2	6	155,300
看護学校卒(准)	20	1	53	148,120
看護学校卒(正)	21	2	36	170,300

「別表3」中途採用格付表

中途採用者の等級号俸決定基準(正職員として採用する場合にのみ適用させる。)

	等級	号俸	中途採用者の等級号俸決定基準
准看護士	1	53	経験3年未満... 1等級(過去経験年数×3+職種別スタート号俸)
社会福祉主事	1	23	
介護福祉士	1	23	
保育士	1	23	
正看護士	2	36	2等級(過去経験年数×3+職種別スタート号俸)
社会福祉士	2	6	
O T・P T・S T	2	16	
介護支援専門員	2	16	

臨時職員から正職員へ変更となった場合は臨時職員時の本俸を下回らないように考慮する。

「別表4」扶養手当の月額支給表

種 別	支 給 額	備 考
配偶者	11,000円	
22歳以下の子 60歳以上の父母祖父母 22歳以下の弟妹 重度障害者(手帳1,2級相当)	5,500円	2人まで
配偶者なき者の第1子	10,000円	父子、母子家庭
その他	2,000円	状況を考慮した上で決定
特定期間(満16歳の年度始めから満22歳の年度末まで)の子	5,000円加算	1人につき

「別表5」住宅手当の月額支給表

1. 自己持家者には、7,000円を支給する
2. 自ら居住するための住宅(貸間を含む)を借り受け、月額4,000円を超える家賃(使用料を含む、以下同じ)を支払っている職員については、次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額 (ア) 月額10,000円以下の家賃を支払っている職員については、家賃の月額から4,000円を控除した額 (イ) 月額10,000円を超える家賃を支払っている職員については、家賃の月額から10,000円を控除した額の2分の1(その額が6,000円を超えるときは6,000円)に6,000円を加算した額

「別表7」賞与の支給率表

支 給 月	給与基本月額に対する支給率	備 考
3月	0/100 ~ 50/100	
6月	50/100 ~ 150/100	
12月	50/100 ~ 200/100	

給 与 規 程

社会福祉法人 元気の里とかち